

山口県報

平成31年
1月22日
(火曜日)

目次

○告示

保安林指定の解除(周防大島町) (森林整備課)

解除予定保安林(平生町) (森林整備課)

保安林予定森林(萩市) (森林整備課)

○公告

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件) (商政課)



山口県告示第五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成三十一年一月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る保安林の所在場所

大島郡周防大島町大字地家室字松尾中一一四二五の二、一一四二五の三、字小佐連西一一四二七の一(次の図に示す部分に限る。)、一一四二七の二

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び周防大島町産業建設部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成三十一年一月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除予定保安林の所在場所

熊毛郡平生町大字尾国道口一〇〇四五の一・一〇〇四五の三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び平生町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成三十一年一月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

萩市大字鈴野川字竹ノ浴尻九一の一、字かつら九六、字庵ノ浴奥三三二、三三四、一一五八、字庵ノ浴三四一の二、三四四の一、一一六〇の三

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)



(一六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成三十年九月四日山口県公告（一九六）に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十一年一月二十二日から同年二月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十一年一月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオンタウン周南久米A街区

所在地 周南市周南都市計画事業久米中央土地地区画整理事業地内三八街区一号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオンタウン周南久米B街区

所在地 周南市周南都市計画事業久米中央土地地区画整理事業地内四〇街区一号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオンタウン周南久米C街区

所在地 周南市周南都市計画事業久米中央土地地区画整理事業地内三七街区一号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成三十年九月四日山口県公告（一九七）に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十一年一月二十二日から同年二月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十一年一月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 丸久錦見店

所在地 岩国市錦見八丁目二番五六号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。